

木とふれあう環境づくり推進事業実施要領

(木造施設等の整備，木製品の開発及び普及)

第1 目的

この要領は，木とふれあう環境づくり推進事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の趣旨

県産材を積極的に活用し，多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備や県産材の利用が広がる木製品の開発及び普及に関する取組を県民から公募し，選定された者に対して支援することにより，森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

第3 事業の内容

(1) 木造施設等の整備

県産材を積極的に活用したデザイン性等に優れた施設の木造化，内装木質化及び木製品の設置に対して助成する。

(2) 木製品の開発及び普及

県産材の需要拡大につながる製品等の商品化に向けた開発及び普及に対して助成する。

第4 公募の内容

事業の募集対象，申請者の応募要件，公募期間，補助対象経費等については，別に定める「木とふれあう環境づくり推進事業募集要領」によるものとする。

第5 応募申請

- 1 事業に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は，木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書（以下「応募申請書」という。）を県に提出するものとする。

「木造施設等の整備」については，事業実施箇所の所在する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所（以下「地域振興局等」という。）の長に応募申請書を提出するものとする。

「木製品の開発及び普及」については，申請者の所在地を管轄する地域振興局等の長に応募申請書を提出するものとする。

- 2 地域振興局等の長は，提出された応募申請書を取りまとめ，環境林務部長に提出するものとする。

第6 事業の選定

- 1 知事は，事業の適正な審議・選定を行うため，別に定める事業選定委員会設置規程により，外部専門家等で構成される選定委員会を開催するものとする。
- 2 選定委員会は，第5の応募申請書を審査し，補助対象事業を選定する。

- 3 選定結果については、応募のあったすべての申請者に通知するとともに、地域振興局等の長にはその写しを送付するものとする。

ただし、事業効果を発揮させるために、選定した事業計画に修正、又は条件を付すことがある。

第7 事業の実施

- 1 第6の選定結果を受け、事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助金等交付申請書を指定された期限までに管轄する地域振興局等の長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、地域振興局等の長から要綱第5条に定める補助金交付決定通知を受けた後に、事業着手することとする。また、事業着手及び事業完了のときは、事業着手（完了）報告書（別記第1号様式）を速やかに地域振興局等の長に提出するものとする。
- 3 指定された期限までに事業実施主体から補助金等交付申請書が提出されない場合や提出された事業計画書に従って事業が実施されない場合において、知事はあらかじめ勧告し、なおかつ、改めない場合には事業選定の取り消しを行うことがある。
- 4 整備された木造施設等及び開発に供した試作品等には、みんなの森づくり県民税による事業である旨を可能な限り木製資材で表示することとし、製品普及に関する取組に供したチラシ類等についても同趣旨の文言を記載することとする。

第8 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、やむを得ない事情により要綱第6条に定める補助事業の内容等を変更する場合には、管轄する地域振興局等の長を経由して、知事と協議するものとする。
- 2 知事は、要綱第6条第2項に定める補助金等変更申請書の提出があった場合には、必要に応じて選定委員会の開催又は選定委員への文書による協議を行い、要綱第6条第3項に定める変更承認又は変更交付決定を行うものとする。

第9 補助金等交付申請書等に添付すべき書類

- 1 要綱第3条第2項(3)で定める補助金等交付申請書及び要綱第6条第2項(3)で定める補助金等変更申請書に添付すべき書類の「その他知事が必要と認める書類」とは、次のとおりとする。

なお、県税を納付すべき法人等にあつては、県税の納税証明書（未納なし証明）を添付するものとする。

- (1) 木造施設等の整備（施設の整備：施設の木造化、内装木質化）
 - ア 位置図（事業実施箇所を記入したもの）
 - イ 事業実施箇所周辺の写真
 - ウ 設計図（立面図、平面図、断面図、内観イメージ図）
 - エ 完成イメージ図（カラー印刷）

- オ 積算内訳書若しくは見積書
 - カ 木材使用量内訳書
 - (2) 木造施設等の整備（製品の設置：木製品の設置）
 - ア 事業を実施する施設等のパンフレットや写真
 - イ 位置図（製品の設置箇所を記入したもの）
 - ウ 設計図（立体図，平面図）
 - エ 完成イメージ図（カラー印刷）
 - オ 積算内訳書若しくは見積書
 - (3) 木製品の開発及び普及（木製品の開発及び普及：一般枠，学生デザイン活用枠）
 - ア 位置図（製品開発の実施予定箇所，実証試験予定箇所等を記入したもの）
 - イ 設計図（立面図，平面図）又は完成イメージ図（カラー印刷）
 - ウ 開発フロー図（設計，試作，実証試験，製品普及等事業の主要過程や各過程の実施予定時期等を記入したもの）
 - エ 機械，装置等備品を購入する場合にあってはその見積書
- 2 要綱第8条第2項(3)で定める補助事業等実績報告書に添付すべき書類の「その他知事が必要と認める書類」とは，次のとおりとする。
- (1) 木造施設等の整備（施設の整備：施設の木造化，内装木質化）
 - ア 位置図
 - イ 完成写真
 - ウ 県産材証明書（「合法木材証明制度」に基づく「鹿児島県産材の証明方法」によるものとする。）
 - (2) 木造施設等の整備（製品の設置：木製品の設置）
 - ア 位置図
 - イ 完成写真
 - ウ 県産材証明書（「合法木材証明制度」に基づく「鹿児島県産材の証明方法」によるものとする）
 - (3) 木製品の開発及び普及（木製品の開発及び普及：一般枠，学生デザイン活用枠）
 - ア 位置図（開発に要した試作，実証試験等の実施箇所を記入したもの）
 - イ 執行状況の記録（開発の主要過程毎の経過状況，実施した時期や箇所，具体的な開発内容等について記入したもの）
 - ウ 執行状況及び成果写真

第10 確認検査

地域振興局等の長は，要綱8条に定める補助事業等実績報告書受理後速やかに，別に定める木とふれあう環境づくり推進事業確認検査要領に基づき確認検査を行うものとする。

第11 補助金の額の確定

地域振興局等の長は，第10の完了確認検査の結果に基づき，補助金の額を確定し，事業実施主体に通知するものとする。

第12 補助金の交付

補助金の請求について、事業実施主体は第11の通知を受けた後、要綱第11条に定める補助金等交付請求書を地域振興局等の長に提出して行うものとする。

第13 報告

地域振興局等の長は、管内の事業実績を取りまとめ、事業実施の翌年度4月10日までに事業実施主体から提出された補助事業等実績報告書(添付書類含む)及び木育活動実施報告書の写しを環境林務部長に提出するものとする。

第14 その他

- 1 知事は、事業を円滑に推進する上で必要と認める場合には、事業実施主体に対して報告を求めることがある。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。
- 3 本要領により難しい事項については、知事と協議し承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月30日から施行する。
- 2 木のあふれる街づくり事業実施要領は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月2日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月5日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

その1(木造施設等の整備用)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住所
氏名

事業着手(完成)報告書

年度木とふれあう環境づくり推進事業について、下記のとおり着手(完成)しましたので報告します。

記

交付決定通知年月日	年 月 日 第 号
施設の名 称 及 び 数 量	木造化 内装木質化 製品の設置
執 行 の 方 法	請負, 委託, 直営の別
請 負 又 は 委 託 の	住 所
相 手 方	氏 名
着 手 年 月 日	
完 成 (予 定) 年 月 日	
使 用 樹 種 及 び 数 量	
木材の調達(予定)先	
事 業 費	

(注) 名称及び数量, 事業費については, 整備する対象ごとに分けて記載すること。

第 1 号様式

その 2 (木製品の開発及び普及用)

年 月 日

鹿児島県知事

殿

補助事業者 住所
氏名

事業着手（完成）報告書

年度木とふれあう環境づくり推進事業について、下記のとおり着手（完成）
しましたので報告します。

記

交付決定通知年月日	年 月 日 第 号
開 発 製 品 の 名 称	
取 組 の 内 容	製品等の試作，技術等の開発，製品等の普及の別
着 手 年 月 日	
完 成 （ 予 定 ） 年 月 日	
事 業 費	